

平成25年第7回国立大学法人旭川医科大学役員会議事要旨

1. 日時 : 平成25年7月10日(水) 午前9時00分～午前9時17分
2. 場所 : 第二会議室
3. 出席者 : 吉田 晃敏学長, 松野 丈夫理事, 飯塚 一理事,
竹中 英泰理事
4. 陪席者 : 宮森 雅司監事, 高野 一夫監事, 久保事務局長, 太田学長政策推進室長,
社本監査室長, 石川総務部長, 小出教務部長, 大石総務課長,
堤企画評価課長, 伊藤会計課長, 藤井施設課長, 成田経営企画課長

議事に先立ち、学長から、平成25年7月1日付けで就任された役員等の紹介が行われた。

次いで、平成25年第6回役員会(平成25年6月26日開催)の議事要旨が諮られ、これが了承された。

議題

1. 旭川医科大学組織及び運営規則の一部を改正する規則(案)について

本件について、学長から発議があり、大石総務課長から、資料2に基づき説明があり、併せて、理事の員数をより柔軟に決定できるように「4人以内」に改正した旨の説明があった。

審議の結果、原案のとおり了承された。

施行日は平成25年7月1日からとする旨学長から付言があった。

2. 平成25年度研究活動の不正行為防止実施計画(案)について

本件について、学長から発議の後、不正行為防止対策委員会委員長である飯塚理事から不正行為防止実施計画の策定背景と審議概要について、資料に基づき説明があった。

①「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」に基づき、本学関連規程を整備し、不正行為防止計画を策定、実施してきたこと。

②資料1-2のとおり、文部科学省から通知があり、「研究用物品の検収業務体制の整備状況調査」について回答したこと。

③これを受け、資料1-3のとおり、文部科学省から「研究用物品の検収業務における運用の徹底等について」の通知があり、本学の検収業務の運用不徹底が見受けられることから、機関に即した現実的な実効性ある不正防止のシステムの構築を求めるものであること。

引き続き、平成25年度研究活動の不正行為防止実施計画の概要について、加藤研究支援室長から、資料に基づき説明があった。

続いて、飯塚副学長から、内部監査の実施については「監事及び監査室と連携をとって行うこと」とされており、監査室が「平成25年度内部監査実施計画」に基づき実施する旨説明があった。

審議の結果、原案のとおり了承された。

「平成25年度研究活動の不正行為防止実施計画」については、教育研究評議会了承のうえ、教授会報告とすること。教授会では、最近の研究活動における不正行為・不正使用事例の新聞報道を配布し、不正行為防止について、所属職員への周知を依頼する旨学長から付言があった。

報告事項

1. 学長報告

学長から、次のとおり報告があった。

(1) 議長の職務代行について

役員会規程第4条第3項の規定に基づく職務の代行については、松野 丈夫理事を指名すること。

2. その他

竹中理事から、去る6月22日（土）に旭川ウエルビーイング・コンソーシアム主催による講演会を開催し、末光 大毅 財務省主税局調査課税制調査室長に講演いただいたこと。

次回の開催予定

学長から、8月は特別の議題がない限り休会とし、次回役員会は、平成25年9月4日（水）9時00分から開催すること。